

議第 17 号

市道路線の認定について

道路法第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道路線の認定をする。

市 道 路 線 認 定 調 書

整理 番号	路線名	起	点	重要な 経過地	路線延長 メートル
		終	点		
①	徳倉三丁目 26 号 線	三島市徳倉三丁目 551 - 34		—	62.40
		三島市徳倉三丁目 551 - 38			
②	安久 59 号線	三島市安久 205 - 32		—	67.90
		三島市安久 205 - 37			

平成 28 年 2 月 22 日提出

三島市長 豊岡 武士